

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター

2002. 5.10 発行〈通巻第316号〉 200円

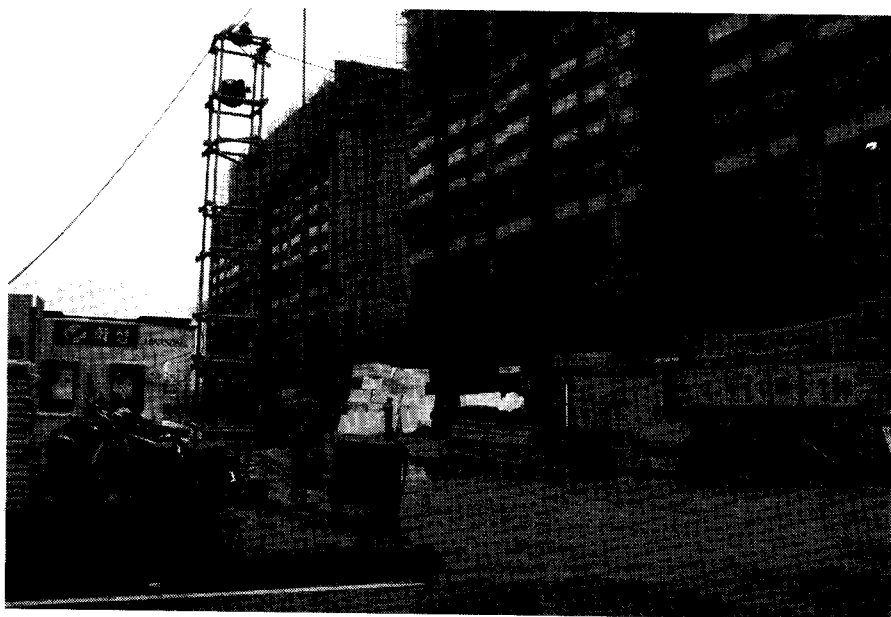
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp



- 新VDT作業指針出される 2
- じん肺肺がんを合併症に
健康管理・補償・予防対策強化を急げ 5
- 石綿全面禁止を!! 8
- 韓国訪問記
民主労総全羅北道本部と安全衛生交流 9
- 労災保険Q & A その8 14
- 前線から (ニュース) 18
懸命に責任を逃れようとする会社 大阪

新VDT作業指針出される

1985年に出されてそのままだったVDT作業の労働衛生管理指針が廃止され、新たに「VDT作業における労働のための労働衛生上の指針について」(基発第0405001号 2002年4月15日)(以下、新指針)が厚生労働省から発表された。専門家による検討会の検討結果を基に策定されたとされ、ガイドライン本文と解説からなる。今後、職場のVDT作業対策を検討する際の参考資料の一つとなるもので、全文は、最寄りの労基署などのほか次のサイトから入手できる。
〔厚生労働省〕

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0405-4.html>

〔安全衛生情報センター〕

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-43/hor1-43-9-1-2.html>

また当センターにご連絡いただいてもコピーを実費で送付します(会員は無料)。

改訂のポイントは以下の通りとされている。

① 対象となる作業

対象となる作業は、事務所において行われるVDT(Visual Display Terminals)作業(ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編

集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業をいう。)とした。

② VDT作業の種類

VDT作業を6種類に分類し、作業の種類と作業時間に応じた労働衛生管理を行うこととした。(作業区分は別表)

③ 労働衛生管理の対象の拡大

現行の指針においては、連続VDT作業に常時従事する労働者について、労働衛生管理を行うこととし、それ以外の者については、準じて行うこととしていたが、改正により、

1日の作業時間2時間以上の単純入力型・拘束型の作業者

1日の作業時間4時間以上の監視型・対話型・技術型・その他の型の作業者

について、労働衛生管理を行い、それ以外の者については、準じて行うこととした。

④ 多様化するVDT機器等に対応した適切な機器等の選定

多様化するVDT機器等に対応し、新たにノート型機器、携帯情報端末、ソフトウェア等に関する基準を定め、作業に最も適した機器等を選定し、用いることとした。

⑤ 作業の種類と作業時間に応じた健康診断の実施

現行の指針においては、連続VDT作業

VDT作業の作業区分

作業区分	作業の種類	作業時間	作業の例	作業の概要
A	単純入力型	1日4時間以上	データ、文章等の入力	資料、伝票、原稿等からデータ、文章等を入力する。(CADへの単純入力を含む。)
	拘束型		受注、予約、照会等の業務	コールセンター等において受注、予約、照会等の業務を行う。
B	単純入力型	1日2時間以上	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型	4時間未満	拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日4時間以上	文章、表等の作成、編集、修正等	作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正等を行う。
			データの検索、照合、追加、修正	データの検索、照合、追加、修正をする。
			電子メールの受信、送信	電子メールの受信、送信等を行う。
			金銭出納業務	窓口等で金銭の出納を行う。
	技術型	1日4時間以上	プログラミング業務	コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う。
			CAD業務	コンピューターの支援により設計、製図を行う。(CADへの単純入力を除く。)
監視型	1日4時間以上	監視業務	交通等の監視を行う。	
その他の型		携帯情報端末の操作、画像診断検査等	携帯情報端末の操作、画像診断検査等を行う。	
C	単純入力型	1日2時間未満	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型		拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日4時間未満	対話型の業務	対話型の業務を行う。
	技術型		技術型の業務	技術型の業務を行う。
	監視型		監視型の業務	監視型の業務を行う。
	その他の型		その他の型の業務	その他の型の業務を行う。

- 注：1 各「作業の例」及び「作業の概要」は、作業を分類する場合の目安となるよう、現在、行われている典型的な作業について示したものであり、これ以外の作業の場合は、職場の作業実態に応じ、最も類似の作業の種類に分類し、労働衛生管理を進めること。
- 2 単純入力型とは、すでに作成されている資料、伝票、原稿等を機械的に入力していく作業をいう。
- 3 拘束型とは、コールセンター等における受注、予約、照会等の業務のように、一定時間、作業場所に在席するよう拘束され、自由に席を立つことが難しい作業をいう。
- 4 対話型とは、作業者自身の考えにより、文章、表等を作り上げていく作業等をいい、単に入力作業のみを行う者は含まない。
- 5 技術型とは、作業者の技術等により、コンピューターを用い、プログラムの作成、設計、製図等を行う作業をいい、CAD業務等において、主に機械的に入力する作業を行う場合は、単純入力作業型に分類すること。
- 6 監視型とは、交通等の監視の業務のように、常にディスプレイに表示された事項、画像等を監視する必要がある作業をいう。
- 7 その他の型とは、携帯情報端末の操作、画像診断検査等の業務のように、ディスプレイを備えた機器を操作する必要がある各種の作業をいう。
- 8 監視業務、携帯情報端末の操作、画像診断検査及びディスプレイを備えた機器を使用するその他の業務については、事務所以外の場所で行われる場合が多いが、その場合であっても、できる限りガイドラインに準じて労働衛生管理を行うことが望ましいこと。
- 9 作業区分に際して、一人の作業者が複数の種類の作業を行う場合は、それぞれの作業時間を合計した時間がどの作業区分に該当するかにより判断すること。
なお、一人の作業者が、「単純入力型」と「対話型」のように、作業区分の分類を決定する作業時間が異なる複数の作業を行う場合は、行う作業時間が多い方の作業の種類で判断すること。
- 10 1日のVDT作業時間が時期により変動する場合は、平均値をとり平均時間がどの作業区分に該当するかにより判断すること。

又は断続的なVDT作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を実施することとしていたが、改正により、次のように作業の種類と作業時間に応じた健康診断を実施することとした。

- 1日の作業時間4時間以上の単純入力型・拘束型の作業者
 - 原則として全健康診断項目を実施
- 1日の作業時間2時間以上4時間未満の単純入力型・拘束型の作業者
 - 1日の作業時間4時間以上の監視型・対話型・技術型・その他の型の作業者
 - 問診等を行い、医師が必要と認めた者に必要な検査を実施
- 1日の作業時間2時間未満の単純入力型・拘束型の作業者

1日の作業時間4時間未満の監視型・対話型・技術型・その他の型の作業者
—自覚症状を訴える者に必要な検査を実施

⑥ 労働衛生教育の実施

VDT作業に従事する作業者に対してVDT作業従事者教育を実施するとともに、VDT作業従事者を直接管理する管理者に対してVDT作業管理者教育を実施することとした。

⑦ 配慮事項

高齢者、障害等を有する作業者、在宅ワーカー等に対して、VDT作業を支障なく行うことができるよう、必要な配慮を行うこととした。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル 602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円(送料別)

じん肺肺がんを合併症に

健康管理・補償・予防対策強化を急げ

「こんなじゃ、全然だめだ。」

予想されていたとはいえ、じん肺合併原発肺がん改訂認定基準（本誌2002年4月号参照）をみて、この問題に関心を寄せてきた人の多くが改めて強くこう思ったはずだ。

新基準は、管理3以上または3以上相当のじん肺有所見者に発生した原発性肺がんを業務上疾病としたが、はるかに多数の管理2の有所見者を対象から除外したことによって、切望されていた「すべてのじん肺肺がん患者の救済」に背を向けたことになり、じん肺肺がん問題の解決は遠のくことになった。

健康管理等検討会は前向き？

一方、認定基準関連とは別に進行してきた労働衛生課所管の「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」（以下、健康管理等検討会）の第3回目が4月30日に開かれ、主なテーマであった、じん肺の主要な原因物質である結晶性シリカと肺がん、珪肺（じん肺）と肺がんの因果関係等の検討について、疫学ワーキンググループ

が因果関係があるとする方向の検討結果を提出したことから、新基準をさらに上回る改善の方向性が見えてきた。また今会合の終わりに、和田座長からは、因果関係の評価を次回でまとめ、それを踏まえて健康管理対策の検討に入るという趣旨の発言があった。

第3回で配布され説明された疫学ワーキンググループ（WG）分析資料では主な次のような結果が示されている。

結晶性シリカの発がん性を認定したIARC決定（1996）以降の論文も含めてWGが取捨選択したいくつかの論文をメタアナリシスという手法で総合評価して肺がんのリスクが算出されている。これによると、

- 1) 「結晶質シリカ曝露と肺がん」の関連については、1.31ないし1.32の統計学的に有意なリスクが得られ、
- 2) 「けい肺（じん肺）群と肺がん」の関連については、3.52ないし3.71の統計学的な有意なリスクが得られ、
- 3) 「非けい肺（非じん肺）群と肺がん」の関連については、0.97の統計学的に有意でないリスクが得られた。

これらは、結晶質シリカ曝露と肺がん、けい肺（じん肺）と肺がんの因果関係が存在することをリスクの大きさとともに示したと考えられる。

提示された検討結果によれば、「原発性肺がんを合併症にする」ことを含む抜本的対策強化を打ち出さざるを得ないのではないかとみるのが自然というのが、直接傍聴しての率直な感想だ。

大半を対象から除外

2001年度版「労働衛生のしおり」の「2000年度じん肺管理区分決定状況」をみると有所見者数合計14,527人、「管理2」11,836人（有所見者数合計に対する割合は81.5%）、「管理3」2,305人（同15.9%）、「管理4」386人（同2.7%）、合併症罹患患者数794人（同5.5%）となっている。毎年決定数はこうだが、現存のじん肺有所見者の全体数は数万人以上いるとみられ、管理区分決定状況からその大半は管理2が占めていると考えられる。この人たちに発生した肺がんは新認定基準においても対象外だ。

「管理3」以下であったため労災不支給処分を受けその取消を求めて各地で裁判が係争中だったが、新基準後、厚労省は「管理3」に該当する4件の裁判係争事案については原処分庁に決定変更を行わせており、残るは当センターも支援している福岡高裁における管理2の男性の遺族による1件のみとのこと。この件は管理3イの件と併合審理されてきたので、片方は救済、片方は切り捨

てとなり、新認定基準の問題を象徴する形となっている。

また、管理3イで当センターを代理人として再審査請求中であったWさんの件は、本省に問い合わせると認定の見通しとのことだ。

厚労省によれば、再審査請求中であって新認定基準によって今の段階で確実に認定（原処分の変更）の方向であるといえる案件が13件あり、都道府県別には、福島、富山、広島、熊本、宮崎、和歌山、徳島、福井、山口が各1件、岡山、長崎が各2件ですべて管理3。このほかに、管理3ではあるが労働者でない期間が含まれているのが1件（埼玉）、管理3ではあるが原処分段階では管理2だったが審査段階では管理3と判断されているのが1件ある（つまり、管理3で再審査係争中は15件）。一方、救済されない管理2のケースで再審査係争中は4件あり、内訳は、新潟、栃木、千葉、神奈川。ちなみに審査請求中の件数は平成12年度末で全国で81件もあったということだ。

労災補償を現に受けているじん肺患者数、いわゆる「じん肺症等による労災認定患者（以下、認定患者）数」（じん肺有所見者全体に包含される）は、たとえば、1999年度末でじん肺症等（「管理4」と「管理2又は3で合併症に罹患している患者」）で療養を継続している患者の総数が8,778人、これとは別に傷病補償年金受給中のじん肺患者が9,439人で、認定患者数は合計18,217人となっている。

この数はこのところおおむね1万8千人から9千人台を推移している。一方、新規じ

ん肺症等認定患者数は1984年度1,339人から1999年度1,385人、2000年度1,322人となっており、1984-1999年度では平均で年度当たり約1,280人となっている。したがって、この認定患者のうちからおおむね新規認定患者数程度が死亡していると推測される。約18,000人程度のじん肺症等労災認定患者のうち毎年1,200名程度の死亡ということになる。約7%の死亡割合だ。

一方、じん肺患者の死因に占める肺がんの割合を約10%と考えると認定患者中の肺がん死亡数は年間120名程度となる。実際のじん肺合併肺がんの年間労災認定件数は1996~2000年度では平均27件(表1)なので、認定患者中の肺がん死亡約100名については労災認定されていないと推定される。新基準ではこのうち管理3だけが救済され、管理2以下は救済されない。さらに、上記のように認定患者以外の(労災補償を受けていない)じん肺有所見者に発生している肺がんの問題も忘れてはいけない。

新認定基準では多数のじん肺合併肺がんが救済されないまま残されることになる。

表1 じん肺肺がん労災補償状況 (件)

	請求	支給	不支給
1995 (平7)	30	21	10
1996 (平8)	29	20	18
1997 (平9)	47	35	19
1998 (平10)	52	24	13
1999 (平11)	37	25	15
2000 (平12)	45	24	17

※その年度の件数なので、請求件数は各決定件数の和にならない。

しかし、もし合併症にするということになれば、こうした問題は解消される。

具体的対策強化を

今後、健康管理等検討会の議論が前向きに進み、仮に、じん肺合併肺がんを合併症とする方向が出されたとしても、それだけでは不十分で、

- ・健康管理手帳の交付対象者を管理2以上に変更する。それ以外でも、粉じん作業従事歴が一定以上の者も対象者に加える。
- ・じん肺健康診断について、肺がんの早期発見のための検診内容強化を図る。
- ・けい肺(じん肺)の一層の発生防止の観点から、粉じん発生防止、粉じん防護に係る環境管理、作業管理を強化する。保護具費用の使用者負担義務の明記など対策の実効性向上を図る。粉じんの許容濃度、管理濃度を再検討する。
- ・特別の教育の内容を見直すとともに、対象労働者の範囲を拡大する。
- ・じん肺発生状況について精査し、地域的、職域的な発生状況に応じたきめ細かい粉じん発生防止、防護対策を立てる。
- ・既存のじん肺有所見者はもちろん事業者、現場労働者に対して、肺がんリスクの存在と健康管理、労災補償上の措置を含めじん肺の予防と補償についての情報提供を徹底して行う。

といった具体的な対策強化が図られるべきだ。

IARC(国際ガン研究機関)、NTP(米国家毒性プログラム)、DFG(ドイツ学

術振興会)、日本産業衛生学会といった権威ある専門機関が認めたじん肺の主要な原因物質である結晶性シリカの発ガン性を政府としてきちんと認めることによって、それをベースとしたより進んだ粉じん対策、じん肺対策を基礎づけることができるのか、あるいは「合併症問題」にある意味矮小化してしまうのか、労働衛生に責任を持つ労働衛生課が主管する検討会としての真価が問われている。

大きな問題を抱えた新基準、これと対照的な健康管理等検討会の現在の検討状況の中、「合併症」とすることでじん肺肺がん問

題の画期的前進が実現できるかどうか、「合併症問題」に止まることなく今後の粉じん対策、じん肺対策についての重要な基礎を打ち立てることができるかどうかは、この問題を取り組んできた患者組織、労働組合をはじめとする我々運動側の今後の取り組み如何にもかかっている。

管理3までしか補償対象としなかった補償サイドなどからのおかしな横やりが入らないかということを含め、健康管理等検討会の今後の議論にさらに注目していかなければならない。

石綿全面禁止を！！

厚労省、使用の全面禁止を検討

厚生労働省は27日までに、建材などに使われ、健康被害が指摘されてきた石綿(アスベスト)の使用の全面禁止について検討を始めた。各種の石綿のうち、発がん性の高い青石綿と茶石綿は95年に禁止されているが、危険性が低いとされる白石綿は現在も年約8万トンが輸入されている。海外ではすでにEU(欧州連合)など30カ国以上が全面禁止を決めており、ようやく日本でも動きが本格化した。

厚労省は先月末、石綿に関係する法令を所管する環境省や経済産業省と、実務者レベルの協議を始めた。全面禁止を検討する省間協議が開かれたのは初めてだ。

[毎日新聞4月28日]

毎日新聞5月21日⇒

石綿被害 遺族が全面禁止陳情 厚労省担当者、鈍い反応

石綿(アスベスト)被害により家族を失った遺族ら28人が20日、石綿使用の全面禁止を求めて厚生労働省へ陳情に訪れた。対応した労働基準局の係長が禁止の検討状況を「4月に担当になったので内容は分からない」と述べたため、遺族

側から「一人の命をなんだと思っているのか」「バカにしてる」と怒りの声が上がると、一幕があった。陳情は石綿対策全国連絡会議(事務局・東京)が主催し、造船工場などで勤務時に石綿を吸い、がんの一種の悪性胸腺中皮腫を発症して死亡した会社員の妻や娘らが参加した。厚労省は3月、石綿使用の全面禁止について他省と実務者レベルで協議している。陳情では、遺族側から協議の内容や参加メンバーについて質問が相次いだ。しかし、対応した係長は「4月に担当になり、(協議を)行ったことは(前任者から)引き継ぎを受けたが、具体的な内容は分からない」と回答。同席していた4人の職員も答えられず、急ぎ別係長が説明に訪れたが、明確な答えはなかった。連絡会議の古谷杉郎事務局長は「こちらが聞きたいことは事前に伝えていたのに残念だ」と話している。

韓国訪問記

民主労総全羅北道本部と 安全衛生交流



5月16－19日、民主労総全羅北道本部と交流する韓国訪問団に参加しました。12年前、韓国の全羅北道にあった日系企業「アジアスワニー」でおこった労働争議を、全港湾建設支部はじめ関西の労組などが支援したのをきっかけに、全港湾建設支部では、韓国の民主労総との交流を続けてきました。今回の交流テーマは労働安全衛生で、全港湾の安全衛生委員やひょうご労働安全衛生センターのメンバーなど7人が参加しました。3泊4日で益山、光州、ソウルをまわるハードスケジュールでしたが、多くの方にお会いし、充実した4日間でした。

サッカーワールドカップ開催間近、観光客で賑うソウルからセマウル号で、全羅北道の

益山へと向かいました。益山までは3時間、セマウル号は安くて快適でした。

訪問団の中で韓国語を話せるのは、コーディネータ役の全港湾建設支部の中村猛氏のみだったので、通訳者としてソウル在住で東京労働安全衛生センターの元事務局である鈴木明氏が、付き合ってくれました。言葉が通じないというのは、非常にもどかしく、4日間何とか韓国語を少しでも覚えようと努力はしたのですが、言えるようになったのは、あいさつと「ファジャンシル、オディエヨ？（トイレはどこですか）」ぐらいでした。しかし、もとは漢字を使っていたこともあり、日本人には親しみやすい言語です。

現代自動車工場で交流会

2日目は、全州にある現代自動車工場で、生産現場見学の後、民主労総の現代自動車労組、大字自動車労組、金属労組、一般労組などの安全衛生の担当者と交流会を持ちました。

韓国側からは、労働安全衛生についての全般状況と、現代、大字の両労組の取り組み報告がありました。

報告によると、韓国では死亡者の10%が労働災害によると言われており、これは職業病による死亡を含んでいません。IMF政策導入以降は、安全問題は後回しにされ、後退している状態です。政府は、規制緩和方針をすすめ、労災に関する財政も緊縮しており、労災の被災者は治ゆまでの十分な補償を受けることができません。反対に、全北では労働災害発生率が17%増加しており、とくに製造業、建設業に多く発生しています。それも、IFMの以降、熟練していない労働者が多くなったことも原因の一つです。



ゴンドラの囲いを獲得

韓国では「産業災害」という言葉が使われてきましたが、労働者の問題としてとらえなおすために、民主労総は「労働災害」を使うよう勧めています。また、これまで、労働安全衛生に取り組んできたのは、主に医師などの専門家たちでした。しかし、労働者こそ取り組むべきと考え、労組では安全衛生問題への関心が高まっています。将来的には、自分達の「労働安全衛生センター」の設立を希望しています。

現代自動車全州工場は3500人中1500人が労働組合員、郡山の大字自動車工場も1900人のうち1500人を組織する大労働組合です。それぞれ労組の労働安全が現場の安全の推進、安全診断、事故の予防と事故後の処理や対策に取り組んでいます。このような規模の大きい労組の一番の長所は、会社に対して作業中止権を行使できることです。産業安全保険法で労働者に認められた権利ではありますが、小規模な組合では実行するのが困難です。強行すれば会社側と深刻なトラブルになるのですが、現代や大字のような労組では、危険な作業であれば拒否して、生産ラインをストップさせることができます。労働災害が発生すると、現場の安全が確保されるまでラインを止めて、直ちに会社側と交渉をおこない、現場の改善などを勝ち取っています。

大字造船では筋骨格系疾病が発生し、大規模な争議に発展したほか、大字自動車でも昨年12月腰痛患者がでてラインをストップさせました。30代の若年労働者にも腰痛を患う者が多く、筋骨格系労災問題への



飯場での交流会

関心が高まっています。現代自動車では、労災予防が重要課題であると考え、労使が協力して労災予防システムを開発する労使協約を結び、人間工学の視点や医学的視点で調査を行っています。そこで日本側に対して、筋骨格系労災の予防対策や職場復帰プログラムはないかといった具体的要望も出ました。

その後、高層集合住宅の建設現場に案内してもらい、飯場で建設労組とも交流しました。あいにくの雨で足場が悪く、現場は外から眺めるだけでしたが、実際に労働者達が休憩している飯場で、いろいろな話を聞くことができました。建設労組は、下請け、孫請けの労働者、また同じ現場で働く様々な職種の労働者を組織しています。この現場の労働者を組織するため、組合は3ヶ月の間毎日ビラ巻き宣伝活動を行い、組合に労働者が加入すると、すぐ労組として団体交渉に入ったそうです。安全に関しては、ゴンドラの金網の囲いと墜落防止ネットの設置を認めさせました。

毎年、民主労総と全港湾建設支部は交流してきましたが、安全衛生問題をテーマと

したのは初めてのことで、お互い手探りの状態で特定の問題を議論して深めるようなことはできませんでしたが、互いに安全問題に取り組む労働者として、活発な質疑応答がありました。前もって関心のあるテーマを知らされていれば、もう少し準備もできたのではないかと少し悔やまれますが、この反省は今後の機会にいかしていければよいと思います。

追悼5・18光州

3日目は光州に行きました。数年前に光州での民主抗争と虐殺事件について本を読んだことがありましたが、実際にその地を訪れることになるとは夢にも思いませんでした。事件から22年後の5月18日、郊外の墓地へ続く道路にはずっと韓国の国旗が飾られていました。墓地には市民墓地と国立墓地があり、22年前の犠牲者の一部は国からの補償を受けて国立墓地へ移ったそうですが、まだ多くの方が市民墓地に残っています。市民墓地の方を訪れる人の数のほうが圧倒的に多く、墓地は学生らしい若者のグループ、労組らしいおそろいのチョッキを着たグループ、家族らしい人々でいっぱいでした。墓地の周りには、様々なスローガンを書いた大段幕が張られていました。墓には、亡くなった方の写真や経歴が書かれたボードが立てかけられていました。労働闘争で亡くなったり自決した烈士たちを葬った一角もあり、そこにも多くの方がお参りし、すべての墓に花が供えられていました。

以前は山であったということですが、5年程前に国立墓地が立てられ、周囲も公園のよ

うにきれいに整えられ、5・18事件に関する資料館もできました。5・18のときには首謀者として死刑が宣告された金大中氏が大統領になったのだから当然でしょうか。

資料館には生々しい写真が展示され、とても正視できませんでした。アルゼンチンの行方不明者、ボリビア鉱山労働者の虐殺、先住民の虐殺、中南米でも独裁政権や軍隊によって多くの命が犠牲になった例はたくさんあります。人間が同じ人間に対してかくも残酷になりうるというのはとても信じがたいことです。そんな状況や体制を作つてはいけなと改めて思います。

光州では、5・18を中心にその前後に様々な集会や催しが開催されることになっていました。22年前学生達が集会を開いたその同じ道庁前広場でも、集会が開かれていました。私たちが行ったときはタイミング悪く、ちょうど市民集会の終わった直後で、夜また民主労総による集会があるということでしたが、その前に私たちはソウルへ発たなければなりませんでした。

力強い韓国の労働運動

ソウルでは、ソウル衣類業労働組合(旧清溪被服労働組合)と交流、1970年に労働法が遵守されないことに抗議して焼身自殺したチョン・テイル氏の焼身現場を一緒に訪れました。そこまでして抗議しなければ労働者が顧みられることはなかった、そういう時代だったのだと思います。そして、韓国の労働者は今も戦っています。町のあちらこちらで籠城抗議行動中のテントが見ら



光州の市民墓地

れました。あらゆる権利は、戦い、勝ち取るものなのではないでしょうか？

最終日、韓国のカトリック総本山、明洞大聖堂敷地内で、民主労総京仁地域平等労組移住労働者支部が、労働ビザなどの権利を求めて、籠城抗議を行っていました。4月28日から籠城を始め、21日目ということでした。チラシによると主な要求事項は、

- 移住労働者を追い出すための捜索追放を中断せよ！
- 韓国で少なくとも5年を過ごせば「労働ビザ」を付与せよ！
- 「雇用許可制」導入を中断し、職業選択の自由と労働3件を保障せよ！
- 集会とともに行動し、語ることのできる権利を奪うな！
- 移住労働者も人間だ。殴るな！移住労働者の人権を保障せよ！

ということで、この問題のために「移住労働者弾圧粉碎と労働ビザ争取のための共同対策委員会」というのを立ち上げていました。

その日の午後にも集会が予定されており、私たちも1時間だけですが参加することが



我々に労働ピザを！抗議集会での外国人労働者たち

できました。バングラディッシュ、パキスタン、ネパール、フィリピンなどの労働者が韓国で働いているわけですが、韓国の運動では、イリーガルであるにもかかわらずこれら移住労働者を前面に押し出していることに驚きました。彼らは、逃げ隠れせず、堂々と韓国政府に権利としてこれらの要請を行っているのです。

* * *

韓国の労働運動の力強さに圧倒された4日間でした。ほかの世界を見聞することは私たちの自身の運動を見直す良い機会にもなります。労働安全衛生問題についての交流の中で、安全センターの活動にしても、労災の認定基準を争うことや損害賠償を勝ち取ることといった技術的な面に偏っている

のではないだろうかと考えさせられました。民主労総は、産別労組を目指しています。全羅北道の各労組幹部も交流の中で、日本の企業別組合では労組の発展はないのではないかとの指摘していました。今回本当に、このような貴重な機会が得られ、民主労総全羅北道本部のみなさん、コーディネートしてくださった中村氏に感謝しています。

行ってみて韓国は非常に近く、今後もこのような機会を持てればと思います。



労災保険 Q君 & A氏



その8：通勤途上の「中断」と「逸脱」

Q君：仕事が終わって帰る途中で事故にあったら労災保険で補償が受けられるって言うのは、大抵の人が知っていますよね。

A氏：ま、1973年に通勤災害の保護制度ができてから、30年近くになっているということもあるし、労災保険といえば通勤途上の災害も対象になることは常識と言っていいんだろうね。

Q：でも、よく考えてみたら毎日会社へ行って仕事をしている限り、朝家を出て会社へ着くまでが出勤途上で、会社にいるときは会社の支配管理を受けていて、また帰るときは家に着くまでが退勤途上ということになるでしょ。ということは、家にいるとき以外は、平日ならみんな労災保険の対象になりそうな気がするんですけどね。

A：するとQ君は何かね。仕事が終わったら寄り道もせずに毎日すんなり家に帰るというわけか。

Q：そりゃ買い物もするだろうし、友人と待ち合わせて色々することもありますよね。しかし、それは社会で生活している限

り当然のことで、途中でどうしようがその前後は通勤には違いないとおもうんですけどね。

通勤途上とはどういうことか

A：ふんふん。しかし、労災保険で通勤災害として補償の対象となる「通勤」というのは、そうっていないよ。労災保険法にこう書いてある。「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」(第7条第2項)

Q：もっともな文章な気がしますね。業務の性質を有すれば業務上災害だから通勤災害じゃないし、合理的な経路と方法というのもあたりまえだと思いますね。大阪市内の北区の会社から淀川区の自宅へ帰る途中に、私用で京都に行ってそこで起きた災害なんて通勤とは何の関係もないでしょ。

A：よくわかってるじゃないの。この条文の次の第3項にこう書いてある。「労働者

が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。…」(第7条第3項)

Q：なるほどという気がするようないような。通勤経路から「逸脱」したり往復行為を「中断」したりしている間を通勤としないのは当然だけど、その後通勤経路に復帰した後を通勤としないというのはどういう訳ですかね。

A：通勤災害保護制度ができたときの労働省による解説は、「その後は就業に関してする行為というよりもむしろ、逸脱又は中断の目的に関してする行為と考えられるので、その後は一切通勤とは認められない」というんだ。

Q：ん～。そうかも知れんけれど、どうせ帰宅するんだから、経路に復せば通勤と考えて良いような気がするんですけどね。そもそも、「中断」だの「逸脱」だのどこまでがそれに当たるのかなんてのは、とても個人的な価値観に左右されるような気がするしね。

世情の移り変わりで変化する 通勤の範囲

A：実は私もその点不確かなところだと思っているんだ。こんなものは、社会や世情の移り変わりにつれて変化するものだと思うよ。そもそも最初の労働省の「中断」「逸脱」についての解説文はこうなっている。「逸脱、中断の具体例をあげれば、

通勤の途中で麻雀を行う場合、映画館に入る場合、バー、キャバレー等で飲酒する場合、デートのため長時間にわたってベンチで話しこんだり、経路からはずれる場合がこれに該当する。

しかし、労働者が通勤の途中において、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休息する場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立飲みをする場合、経路上の店で渴きをいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合、経路上で商売している大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合等のように労働者が通常通勤の途中で行うようなささいな行為を行う場合には、逸脱、中断として取扱う必要はない。ただし、飲み屋やピヤホール等において、長時間にわたって腰をおちつけるに至った場合や、経路からはずれ又は門戸をかまえた観相家のところで、長時間にわたり、手相、人相等をみてもらう場合等は、逸脱、中断に該当する。」

Q：ゲゲッ。ちょっと時代がかってますね。麻雀、映画館、バーにキャバレー？。それで、デートのため長時間にわたってベンチで話し込んだら「中断」で、公園で短時間休憩する場合は「中断」とはならないなんてよくわからない解説ですね。

A：ふふふ。読み込んでみると面白いだろ。タバコに雑誌、ジュースの立ち飲みはともかく、経路上の店で「渴きをいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場

合」は「中断」「逸脱」ではないなんて、この文章だけじゃ分らないでしょ。

「極く短時間」と 「渴きをいやす」とは？

Q：ナニナニ、大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合はOKで、門戸をかまえた観想家ならダメだって？ちょっと、ちょっと、このよく出てくる「極く短時間」っていうのは一体どれぐらいなんですか。

A：これまでの先例によれば、どうも30分以内を指しているらしいよ。どこにも公の基準として示されている文書に、数字が載っている訳じゃないけど。

Q：だったら、僕が帰りに道を歩いていて、高校時代の友人に会ったとする。久しぶりだねというわけで、傍の喫茶店に入り、20分ばかり話をして別れた後は通勤だけれど、「アイツどうしてる」とか話が盛り上がり40分を過ぎると後は通勤じゃないっていうんですか。

A：もちろんそういうことだね。なんだか随分と釈然としないようだね。

Q：そらそうですよ。だいたい「渴きをいやす」だなんて曖昧な表現が気に入らないですね。要するにビールを飲むのも立ち飲みはOKで居酒屋はダメだっていうんでしょ。

理髪店と美容院の差

A：へへへ。ま、そういうことだね。とこ

ろで今の第3項の文章の後に、「ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」(第7条第3項後段)というのが付いている。それではこの「厚生労働省令で定めるもの」とは何かというと次のとおり。

1 日用品の購入その他これに準ずる行為
2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第4項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育その他これに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

3 選挙権の行使その他これに準ずる行為
4 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

Q：学校と選挙の投票、それに病院へ行ったりするのは「中断」「逸脱」にならないというのは分かりました。「日用品の購入その他これに準ずる行為」なんてまた悩ましいような・・・。

A：学校は中断に当たらないと簡単に言うけど、実はこれ87年の労災保険法改正でやっと付け加わったんだよ。仕事が終わって定時制高校や夜間の大学の講義を受けるというような場合、その後の帰路は通勤になっていなかったんだ。

Q：ホ～。意外に制度は変化しているんですね。

A：それに、この日用品云々のところの解釈は、厚生労働省の判断自身が変化してきているんだ。たとえば君は散髪屋さんにどれぐらいのペースで行っている？

Q：常識的で、月に一回というところかな。

A：当然、散髪するなんてのは「日用品・・・」になると思うよね。

Q：もちろんそうですね。身だしなみを整えなさいなんて、おかあちゃんに言われなくても社会人として当然！

A：そんなら、美容院に行くのはどうなる？

Q：そら男なら理髪店で、女なら美容院。いや、男の美容院もあるし・・・。

A：当初、理髪店は「日用品の購入その他これに準ずる行為」にあたるけれど、美容院はダメという判断がされていたんだ。これは、さすがに改められたけれど、なんと文書で解釈が例示されたのが、制度ができてから10年もたった83年の話なんだ。蛇足ながら公務員の公務災害では最初から美容院もOKになっていたんだけれどね。

Q：当時の労働本省の人ってどういう頭をしていたんでしょうね。美容院といえば成人式に出るために特別の髪型にしてもらうぐらいのイメージしかなかったんでしょうかね。

「妻帯者」の食事と独身者の食事

A：帰る途中に軽く食事をするなんてのはどうだと思う？

Q：・・・、この調子だと、帰っても夕飯が用意されていない人だとOKで、そうで

なければダメだとか。

A：そのとおり。認められた事例は次のとおり。「スポーツマンの被災労働者は、残業後の午後10時20分頃退社し、上司らと通勤経路沿いのレストランで約30分程食事をとり、独身寮に帰寮する途中、寮近くの通勤経路沿いにある飲食店で再び約30分ほど食事をした。その後、帰寮する途中、自動車に衝突され死亡。食事をとらずに残業し、退勤途上で定食類を食べるために通勤を中断したことは、『日常生活上の必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のもの』であったと認められる。2度目の食事も、最初の食事が当人にとって十分なものでなく、寮近くの店で若干補充を図ったことは『最小限度』を超える『中断』とはいえない。」

これに対し、認められなかった事例は、「被災労働者が退勤途中において食事をとった行為は、①被災労働者は妻帯者で、通常は自宅で夕食をとっていたこと、②就業の場所から住居までは、片道20分程度の所要時間であり、たとえ空腹であったとしても帰宅途中で食事をとらなければならぬ合理的な理由がないことなどにより、『最小限度のもの』とはいえない。」となっている。この二つは、労働省労働基準局補償課編著の「通勤災害Q&A」（労務行政研究所発行）に載っている。Q君のご感想は？

Q：ヨメさんがおろうがおるまいが、メシぐらい何回でも食わさんかい！

前線か写

懸命に責任を逃れようとする会社

2件の損害賠償裁判の行方は

大阪

日系ブラジル人労働者のYさんは、事業主の木材加工会社を相手に、大阪地裁で労災の損害賠償裁判を争っている。

Yさんは1999年7月、フィンガーという機械で木材加工中にカバーのないカッター部分で右腕を切断する重傷を負った。翌年の11月に整形外科の治療は終了したものの、療養中に精神疾患を発症し、今も労災保険の適用を受けて療養を続けている。本人が早期解決を希望したため、精神疾患の症状固定を待た

ず、2001年9月に事業主に対して損害賠償裁判を提訴した。

事業主は、Yさんの他にもう1件裁判で労災の損害賠償を請求されており、そちらに飛び火するのを恐れて徹底抗戦の構えを見せている。原告側の主張したカッターのカバーを取り付けずに作業させていた点については全く触れず、Yさんが事故現場に入る必要もないのに入ったとして原告の過失を強調する主張を繰り返している。さらに、

被告側弁護士は裁判に来ていたYさんの前で夫婦喧嘩にも要因があると言ったような根も葉もない暴言を吐いた。あまりの態度に、きちんとした根拠のあることなら書面で出すように、と裁判官がたしなめたほどであった。

もう1件の裁判はすでに本誌で何度か紹介した、やはりブラジル人労働者のCさんのケースで、2000年9月に提訴し、裁判官は何度も和解を勧めたが、やはり被告側が拒否、しかも証拠を小出しにして裁判を長びかせ、この6月よりやっと証人尋問にはいるところである。

被告会社の労働者のほとんどはブラジル人労働者でありながら、劣悪な環境で働かせ、けがをしても全く反省せずに保身に懸命と言う態度に、YさんもCさんも心底怒っている。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークです。

機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部:800円 ●購読会費:1部年額10,000円

●申し込み:全国安全センターTel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881/E-mail:joshrc@jca.apc.org

4月の新聞記事から

4/1 午前1時50分ごろ、千葉市のショッピングセンター「ダイエー千葉長沼店」で警備会社「イー・エス・エス」の警備員3人が現金輸送車に売上金を積み込む作業中、6、7人の男に襲われ、現金約9000万円を奪われた。バットで殴られるなどし、警備員の1人は頭蓋骨骨折の重傷、2人が顔や頭に軽傷。

4/2 ぜんそく患者が死亡したのは業務に原因があるかどうかが争われた住友電設の電気設備技師だった故鈴木龍雄さんの裁判で、一審判決を支持した名古屋高裁の遺族側勝訴判決が確定した。入社後気管支ぜんそくにかかった鈴木さんは過労が原因で病気が重症化し、1989年11月に呼吸不全で亡くなった。

昨年施行された労働紛争解決促進法に基づく個別相談が3ヶ月で12万1000件に上っている。昨年10月1日から12月31日までに寄せられたもので、労働者から7万6000件(62%)、事業主からも3万5000件(29%)あった。内容は、解雇5900件、労働条件引き下げ4000件、退職奨励1200件、いじめなど1100件。

4/3 茨城県東海村の日本原子力発電東海第二原発で、原子炉に冷却水を送る2本の配管のうち、1本から冷却水が流れないという事故があり、原子炉を手動で停止するまで、12時間運転していた。

4/4 西鉄高速バスの運転手が、00年5月3日佐賀市の無職少年に乗っ取られたバスを運転していたことで、事件から2年たつ今も心的外傷後ストレス障害(PTSD)に苦しんでおり、この後遺症を労災認定するよう佐賀労働基準監督署に申請した。事件後体調を崩して1年4ヶ月休業、通院しながら昨年9月より西鉄グループの窓口業務についているが運転部門への復帰はまだ実現していない。昨年7月に治療費と休業補償を労災申請し、同10月に認定され、今年1月に後遺障害を申請した。

午前10時15分ごろ、大阪府河内長野市の日本農薬の総合研究所で、放射性廃棄物を焼却する設備の配管が小規模な爆発を起こした。作業員2人が近くにあり、そのうち女性作業員が爆発のすずをかぶり、耳鳴りがしているため病院に行った。法令の占領限度を超えるような被ばくはないと推定される。同社は総合農薬メーカーで、「炭素14」で農薬の吸収・分を調べる実験をしていた。

4/10 午前6時半ごろ、石川県小松市の梯川河口右岸の防波堤付近で、小松市漁協所属の刺し網漁船「やまと丸」が転覆し、消防本部が防波

堤の消波ブロックに打ち上げられていた船長を病院に搬送したが死亡した。同8時半ごろ沖合い約200メートルを漂流していた乗組員1人を発見したが死亡、もう1人は行方不明。

4/11 栃木県小山市の青柳都代子さんは、ダンブ労働者だった夫の過労死を労災と認めてもらうため労災保険審査官に審査請求している。夫は、1999年7月24日仕事中に心筋梗塞で倒れ、亡くなった。都代子さんは遺族補償給付を請求したが、2001年8月に不支給処分となった。亡くなった7月の平均労働時間は1日13時間8分。1月の総労働時間は327時間20分だった。

4/15 午前11時45分ごろ、北京発釜山行きの中中国際航空129便が、韓国南東部・釜山郊外の金海国際空港近くで墜落した。乗客は155人、乗員11人。121人が死亡、38人生存者が病院に運ばれた。7人が行方不明。悪天候の中、着陸しようとして操縦ミスを犯したのではないかとの見方が強まっている。

4/18 イタリアのミラノ中心部で、観光用小型飛行機が30階建ての「ピレローネビル」の25階付近に衝突した。同機は、エンジントラブルを起こしてSOSを出していた。操縦士を含む3人が死亡し約60人が負傷した。

午後5時過ぎ、米フロリダ州北部のクレセント市で、同州サンフォード発バージニア州ロートン行きのアムトラック列車が脱線し、数両が転覆した。乗客6人が死亡、20人が重傷、93人が軽傷を負った。

4/21 午後7時20分ごろ、大阪府四条畷市の国道で、トラックがガードレールに衝突し、炎上した。運転席の1人が意識不明の重体、助手席にいた1人は死亡した。

4/24 昨年11月に起きた中部電力浜岡原発1号機の配管破断事故は、原子炉内に注入した白金が着火源となり、水素の燃焼が急激に進む「爆ごう」現象だったことが、同電力の調査でわかった。白金が着火源となった水素爆発事故は、世界でも例がなく、経済産業省の原子力安全・保安院は国内の他の原発について、同様の事故防止のため、安全対策の検討に入った。

4/27 厚生労働省は、3月末、建材などに使われ、健康被害が指摘されてきた石綿(アスベスト)の使用の全面禁止について、石綿に関係する法令を所轄する環境省や経済産業省と、実務者レベルの協議を始めた。石綿のうち、発ガン性の高い青石綿、茶石綿は95年に禁止されているが、危険性が低いとされている白石綿は現在も年約8万トンが輸入されている。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (サト)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」 定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259